

大田区再犯防止推進計画

令和3年度（2021年）～7年度（2025年）



はじめに

犯罪や非行をした人の中には、様々な「生きづらさ」を抱えている人がいます。地域社会に戻っても、必要な支援を受けられないまま孤立し、再び罪を犯してしまうことがあります。

立ち直りを支援する更生保護活動がめざす「誰一人取り残さない」社会を現実のものとするには、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための国際目標であるSDGsの基本理念と合致するものであり、今や国境や民族の垣根を越え世界の人々が共有する願いです。

再犯防止対策は、犯罪が繰り返されない、新たな被害者を生まない、安全で安心して暮らせる社会を実現するための取組です。この取組を進めるためには、一人でも多くの方が再犯防止に関心をお寄せいただくことが必要不可欠であり、区民の皆様のご理解とご協力が大きな推進力となります。

この度、多くの関係機関・団体の方々のご尽力があり、計画を策定することができました。勿論計画の策定は取組の第一歩であり、ゴールではありません。今後は計画に基づき、これまで皆様とともに区内全域で展開してきた“社会を明るくする運動”のように、大田区らしい地域のネットワークを原動力として、再犯防止対策を進めてまいります。

計画の策定にあたり、ご協力いただいた大田区保護司会をはじめ関係機関・団体の皆様と、貴重なご意見をお寄せくださった区民の皆様には、心より感謝申し上げます。

令和3年3月
大田区長

松原 忠義



これまで保護司会では各種団体と協力し、社会を明るくする運動を通じて、「誰もが安心して暮らせる地域社会の実現」のために、各種の活動を行ってまいりました。その結果、地域の皆様方の協力により、区内における刑法犯の検挙数は、ピーク時の三分の一にまで減少することができました。しかしながら、検挙人員に占める再犯者の割合は、未だに約五割近い割合を占めています。

今後は、罪を未然に防ぐことに加え、犯罪を犯したものが抱える課題を、社会全体で解決していくことで、その立ち直りを支援し、犯罪や非行の繰り返しをなくしていくことが欠かせません。

コロナ禍の中、区役所総務部をはじめ、多くの部局の検討により、この度大田区再犯防止推進計画が策定されました。

今後の活動は、就労・住居の確保、地域での見守り活動や民間協力者との連携をさらに強化し、更生保護関係機関・団体はもとより、区内の社会資源と協力し、大田区らしい再犯防止推進計画を実行してまいります。

安心安全な地域社会を実現するため、関係諸団体のこれまで以上のご協力をお願いします。

令和3年3月
大田区保護司会 会長

海老澤 信吉



目次

| | |
|------------------------------------------------------|----|
| 第1章 大田区再犯防止推進計画について..... | 1 |
| 第2章 大田区を取り巻く状況..... | 2 |
| 1 再犯者に関わる状況..... | 2 |
| 2 就労に関わる状況..... | 4 |
| 3 更生保護活動に関わる状況..... | 5 |
| 第3章 重点課題とその取組..... | 8 |
| 1 就労・住居の確保等..... | 10 |
| (1) 就労と住居確保に向けた相談・支援の充実を図ります..... | 10 |
| (2) “犯罪をした者等”を雇用する企業を開拓・確保します..... | 11 |
| 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等..... | 12 |
| (1) 地域のネットワークを活かした見守りにより、地域の生活課題を共有します..... | 12 |
| (2) 関係機関・団体、民間協力者との連携・協働の下、適切な保健医療・福祉サービスを提供します..... | 12 |
| (3) 薬物乱用防止や薬物依存からの回復に関する普及・啓発活動を促進します..... | 13 |
| 3 非行防止と学校等と連携した修学支援の実施等..... | 15 |
| - SNS等ネットワーク利用犯罪などに関わらない取組を含む -..... | 15 |
| (1) 児童・生徒等の非行を未然に防止します..... | 15 |
| (2) 児童・生徒等がネットワーク利用犯罪に関わらない取組を進めます..... | 16 |
| (3) 児童・生徒等の居場所づくりと学習支援を進めます..... | 16 |
| 4 関係機関・民間協力者との連携等、広報・啓発活動の推進..... | 18 |
| (1) 区内更生保護団体の活動を支援します..... | 18 |
| (2) 関係機関・民間協力者と連携し、広報・啓発活動を強化します..... | 19 |
| 第4章 計画の推進体制..... | 21 |

第1章 大田区再犯防止推進計画について

1 計画策定の背景

全国における刑法犯の検挙人員は、平成13年から増加し続け、16年には38万9,297人を記録しましたが、17年から減少に転じ、25年からは毎年戦後最少を更新しています。令和元年は19万2,607人と戦後初めて20万人を下回りました。

一方で、刑法犯により検挙された再犯者については、平成18年をピークに漸減しているものの、それを上回るペースで初犯者の人員も減少し続けたため、再犯者率は平成9年以降上昇し続け、令和元年には48.8%となっています。検挙された者の半数近くが再犯者という状況です。

国民が安全・安心に暮らすことができる社会を実現する観点から、再犯防止対策を推進する必要性と重要性が広く認識されるようになりました。

[国及び東京都の動き]

平成28年12月 再犯の防止等の推進に関する法律

(平成28年法律第104号。以下、「再犯防止推進法」という。)成立、施行

平成29年12月 再犯防止推進計画 閣議決定

令和元年7月 東京都再犯防止推進計画 策定

※ 国は「再犯防止推進計画加速化プラン」(令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定)において、令和3年度末までに、100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるように支援するとの成果目標を設定しており、現在全国の都道府県や市町村において地方再犯防止推進計画の策定に向けた動きが進んでいます。

2 計画の位置付け

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」です。

再犯防止推進法第8条第1項

『都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。』

3 計画策定の意義

この計画の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める“犯罪をした者等”で、犯罪をした者または非行少年(非行少年であった者を含む)のことを言います。

“犯罪をした者等”の中には、生活困窮や嗜癖(しへき)・疾病、厳しい生育環境等の背景から、様々な生きづらさを抱えた方が少なくありません。一人ひとりの課題に対応し、その立ち直りを支援するためには、刑事司法関係機関の取組だけでは限界があります。社会復帰後、地域社会で孤立することなく安定した生活を送るには、就労、住居、保健医療、福祉、非行防止等に関する息の長い支援策を提供する基礎自治体が重要な役割を担っています。

この計画は、地域の中で“犯罪をした者等”の立ち直りを支援する多岐にわたる取組を、再犯防止対策や更生保護に取り組む関係機関・団体や保護司をはじめ民間ボランティアとともに、総合的に推進するため策定しました。

4 計画期間

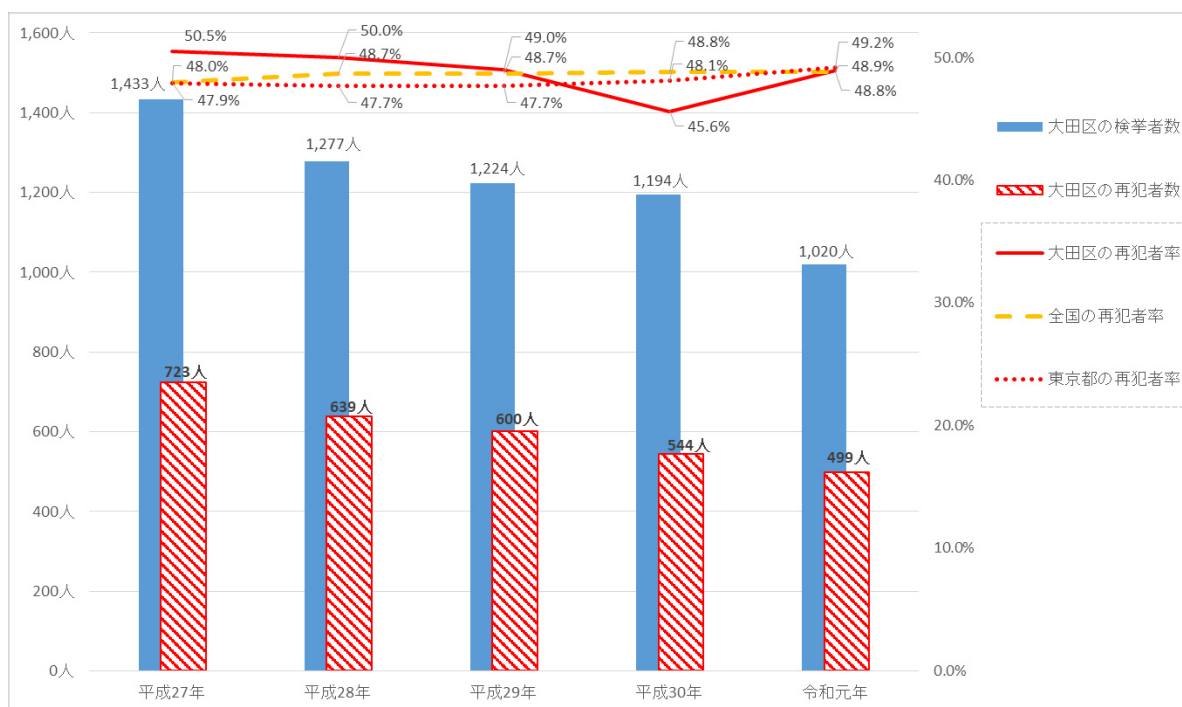
計画期間は、令和3年度(2021年度)から7年度(2025年度)までの5年間とします。

第2章 大田区を取り巻く状況

1 再犯者に関する状況

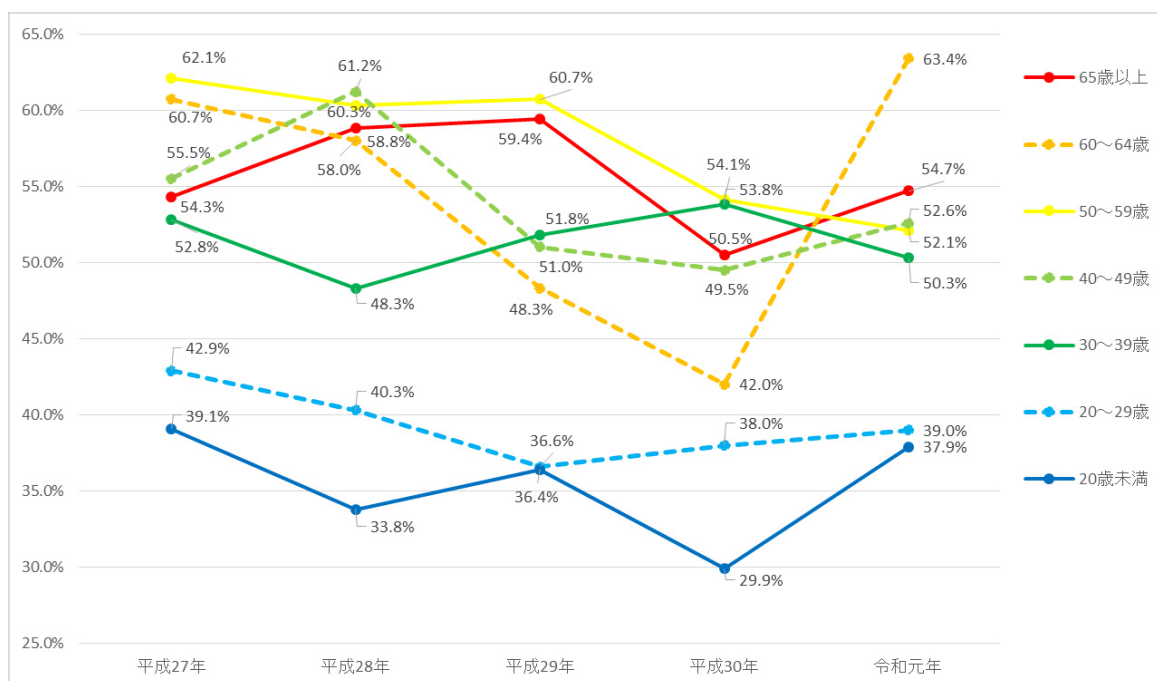
*大田区の統計データは、警視庁提供の統計資料を基に、大森警察署、田園調布警察署、蒲田警察署、池上警察署の4署を合計したものです。

(1) 刑法犯検挙者中の再犯者数(大田区)及び再犯者率(大田区・東京都・全国)の推移



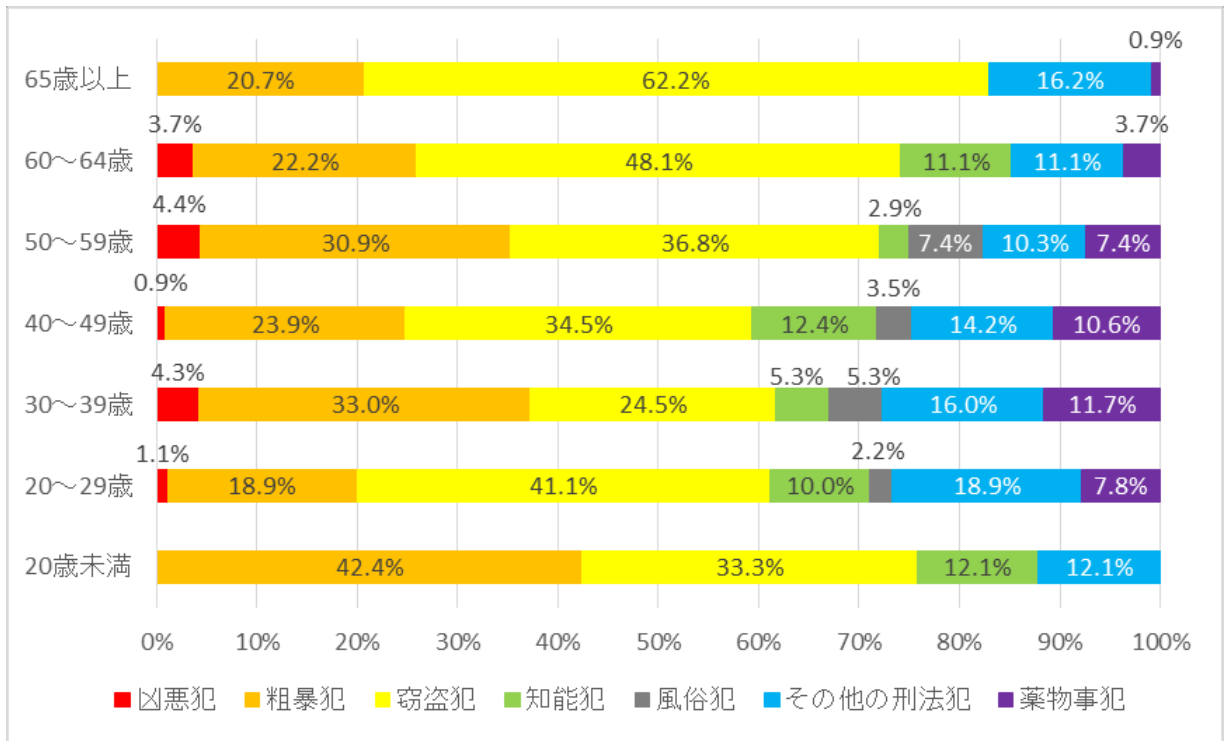
大田区の刑法犯検挙者及びその中の再犯者数は年々減少しています。再犯者率については50%近くを推移しており、検挙された者の半数近くが再犯者であるという状況は、全国や東京都の傾向と同様です。

(2) 大田区の年代別再犯者率の推移



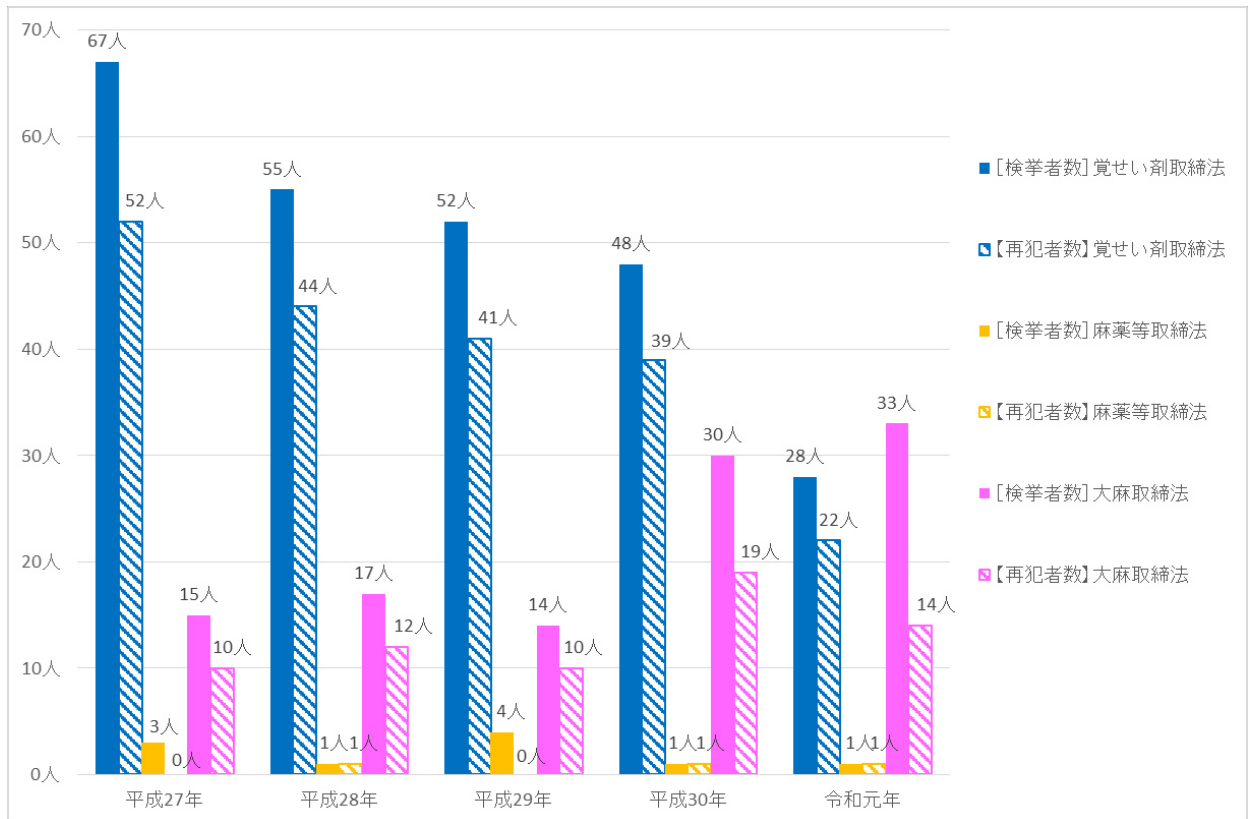
再犯者率の推移を年代別に見ると、29歳までの再犯者率が40%を下回る一方、30歳以上の再犯者率は50%を超えることが多く、比較的高い傾向があり、二層化が見られます。

(3) 大田区の年代別・罪名別再犯者の割合 - 令和元年 -



刑法犯と薬物事犯を合わせた再犯者数を年代別に罪名を見ると、60歳以上で窃盗犯の再犯者割合が大きくなっています。65歳以上では、6割を超える割合を窃盗犯が占めています。20歳未満では、粗暴犯の再犯者割合が顕著です。また、薬物事犯は20～59歳の各年代の中で一定の再犯者割合を占めています。

(4) 大田区の薬物事犯 罪名別 検挙者数及び再犯者数の推移

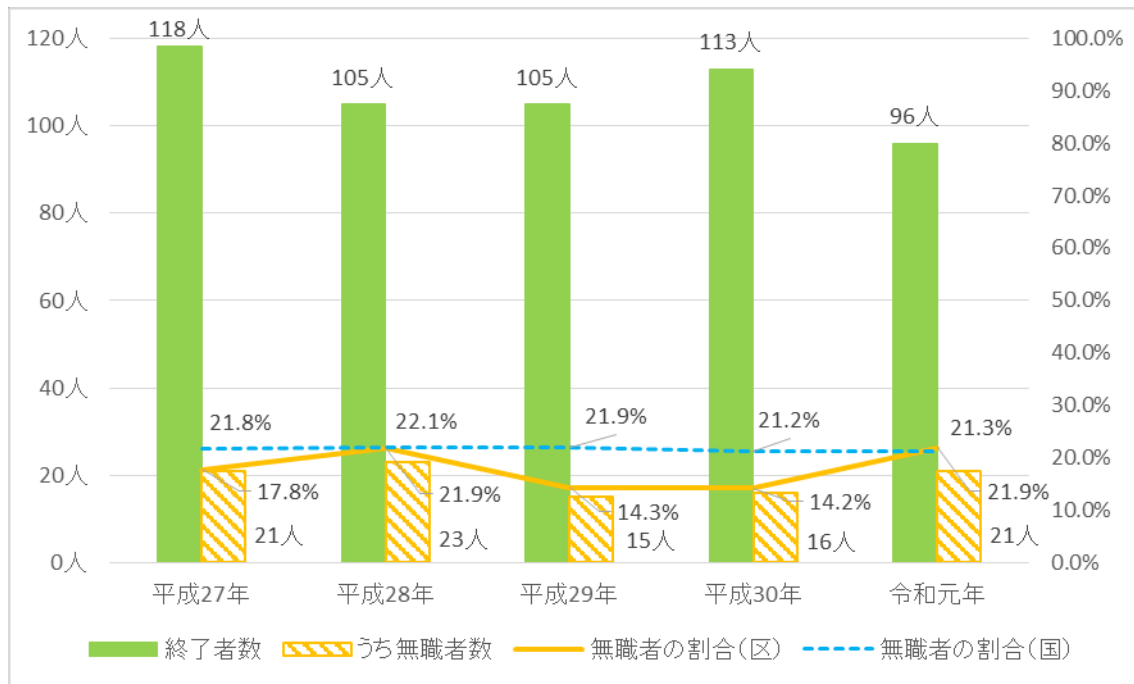


大田区の薬物事犯の検挙者数は漸減していますが、再犯者率は高く、特に覚せい剤取締法違反の再犯者率は80%前後となっています。

また全国的には、近年覚せい剤取締法の検挙者数が減少する一方、若年者を中心に大麻取締法の検挙者数が急増していますが、大田区においても、20歳から40歳未満の世代を中心に大麻取締法の検挙者数が増加しており、令和元年には覚せい剤取締法の検挙者数を上回りました。

2 就労に関わる状況

(1) 大田区の保護観察終了人員及びそのうち無職である者の数・割合の推移



*法務省・保護統計年報及び東京保護観察所提供の統計資料より

保護観察終了時に無職である者の数は、全国的に近年減少傾向にあり、令和元年は2万6,184人でした。その割合は、保護観察終了者数自体が減少していることもあり、ほぼ横ばいで推移し、令和元年は21.3%でした。大田区においても、保護観察終了者数自体はやや減少傾向ですが、保護観察終了時に無職である者の数は5年間の平均で18%です。

(2) 大田区の協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者数の推移

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|------|
| 協力雇用主数 | 38社 | 50社 | 51社 | 55社 | 57社 |
| 実際に雇用している協力雇用主数 | 2社 | 2社 | 2社 | 1社 | 2社 |
| 協力雇用主に雇用されている刑務所出所者数 | 2人 | 2人 | 2人 | 1人 | 2人 |

*東京保護観察所提供の統計資料より

協力雇用主数は、近年全国的に増加傾向にあり、令和元年10月1日現在、2万3,316社でした。実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数については、令和2年までの国の目標値約1,500社を超

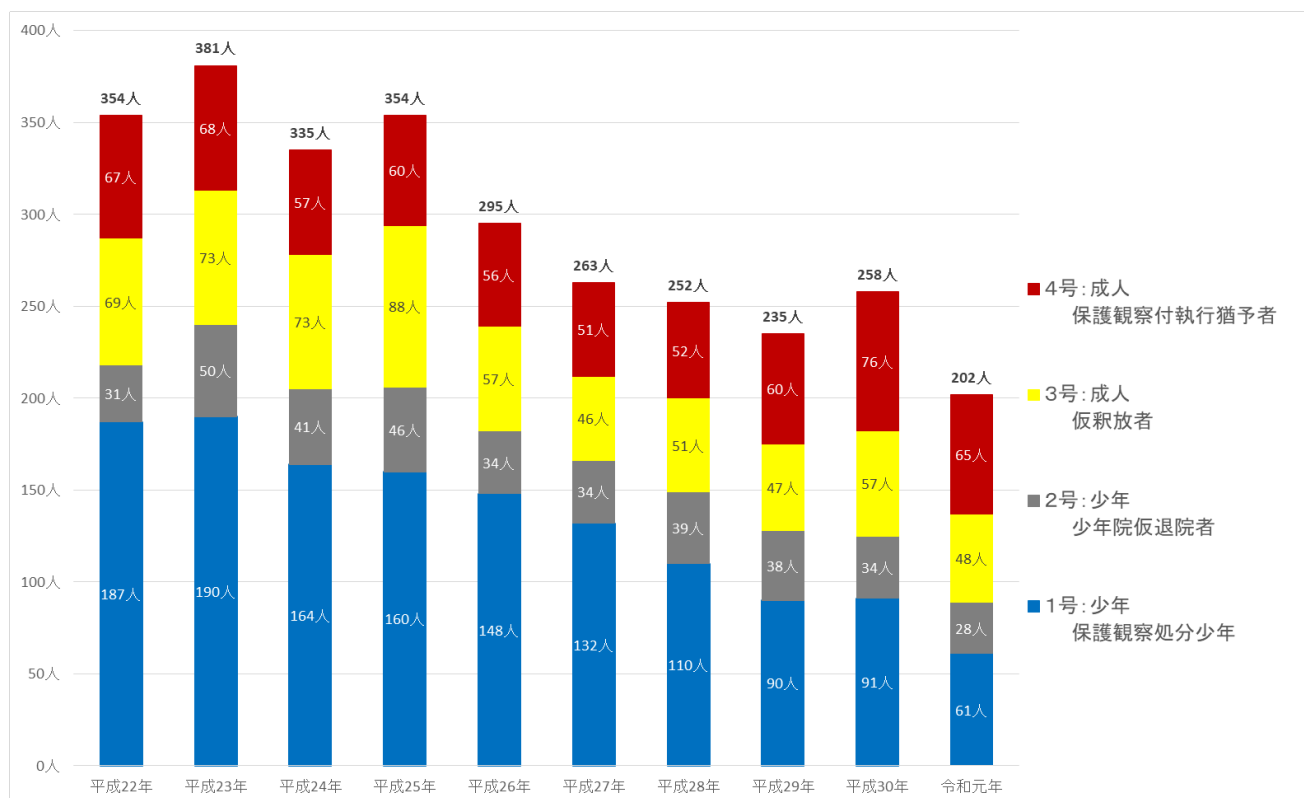
え、同年 10 月に 1,556 社と目標を達成しました。また、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者数についても、ほぼ横ばいで推移していましたが、令和元年 10 月までには、2,231 人と大幅に増加しました。

大田区においては、協力雇用主数は徐々に増加しているものの、実際に出所者を雇用している協力雇用主及び雇用されている出所者は、少人数に止まっています。

(令和 2 年には、協力雇用主数が 58 社、実際に雇用している協力雇用主数と雇用されている刑務所出所者数が、それぞれ 6 社、6 人となっています)

3 更生保護活動に関わる状況

(1) 大田区の保護観察の推移(年間係属)



*東京保護観察所・統計年報より

- | | |
|---------------|-------------------------------------------------------|
| 4号:保護観察付執行猶予者 | 裁判所で刑の全部または一部の執行を猶予され、保護観察に付された人 (保護観察期間は、執行猶予の期間) |
| 3号:仮釈放者 | 刑事施設からの仮釈放を許された人 (保護観察期間は、残刑期間) |
| 2号:少年院仮退院者 | 少年院からの仮退院を許された少年 (保護観察期間は、原則として 20 歳に達するまで) |
| 1号:保護観察処分少年 | 家庭裁判所で保護観察に付された少年 (保護観察期間は 20 歳まで、または 2 年間) |

大田区の保護観察の件数は、平成 13 年の 539 件をピークに 6 割以上減少しています。主な要因は、かつて半数以上を占めていた1号事案が著しく減少してきたためです。平成 13 年には1号事案が 300 件ありましたが、平成 22 年には 187 人、令和になるまでに更に約3分の1に減少しています。

(2) 保護司数及び保護司充足率

大田区保護司定数 267人

各年1月1日現在

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 保護司数 | 221人 | 228人 | 233人 | 224人 | 230人 |
| 充足率 | 82.8% | 85.4% | 87.3% | 83.9% | 86.1% |

*東京保護観察所提供の統計資料より

全国的に保護司数及び保護司充足率は、平成29年以降減少・低下傾向にあり、令和2年1月1日現在で、それぞれ4万6,763人、89.1%でした。大田区においては、年によって変化はありますが、5年間の充足率を平均すると85.1%となっています。

(3) “社会を明るくする運動”行事参加人数

| 平成27年 (第65回) | 平成28年 (第66回) | 平成29年 (第67回) | 平成30年 (第68回) | 令和元年 (第69回) |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 13,340人 | 14,464人 | 14,957人 | 20,695人 | 34,754人 |

*東京保護観察所提供の統計資料より

全国の“社会を明るくする運動”行事参加人数は300万人前後で推移し、令和元年は296万9,544人でした。大田区では、過去5年間で1万人台から3万人を超える参加人数となりました。

大田区保護司会へのアンケート

計画策定にあたり、日頃の保護司活動の中で感じる課題や再犯防止推進に必要なことについてアンケートを行いました。以下に主なものをまとめました。

保護司の活動、“社会を明るくする運動”の認知度が低い。広報に力を入れていくことが必要。

何より就労支援が重要。区、JOBOTA、ハローワーク、協力雇用主と情報交換しながら連携を強化していくことが必要。

保護司のなり手が不足している。新任保護司の安定的な確保のため、地域や行政との関係づくりや一層のPRが必要。

保護司が身分上警戒され関係づくりの難しい人たちについては、BBS等の活躍を期待する。

現在中学校長との意見交換の場をもっているが、今後は更に小・中学校との連携を強化し、日常的・具体的な活動を展開することが必要。

地域で福祉的支援を進めるにあたり、行政や地域、様々な機関や団体などとの連携が不十分。児童虐待や高齢者虐待の例のように、ケースに対して多機関連携によるネットワークによって支援する方法は参考になる。

実際に更生保護活動のメインとなっている保護司や観察官の現場の声をもっと聴いてほしい。

用語解説 ▶ ▶ ▶

| | |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保護観察 | 犯罪をした人または非行のある少年が、実社会の中で立ち直る(更生する)ために、保護観察官及び保護司による指導・支援を行う仕組みです。 |
| 協力雇用主 | 犯罪をした人などの自立及び社会復帰に協力するため、犯罪をした人などを雇用する民間の事業主です。 |
| 更生保護 | 犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける取組です。 |
| 保護司 | <p>犯罪をした人や非行のある少年の立ち直り(更生)を助け、地域の犯罪の予防を図るため活動する民間のボランティアです。(保護司法に基づき法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員ですが、給与は支給されません)</p> <p>主な活動内容としては、保護観察を受けている人と面接を行い指導・助言をしたり、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の生活環境を調整します。また、犯罪をした人や非行のある少年の更生に対する社会の理解を広め、犯罪を予防するための広報・啓発活動を行っています。</p> |
| BBS | <p>Big Brothers and Sisters Movement の略。</p> <p>様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体です。</p> |
| 社会を明るくする運動 | <p>すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。</p> <p>昭和26年7月、犯罪の防止と犯罪をした人たちの立ち直りには、一般市民の理解と協力が不可欠であるという認識の下、当時の法務府(現在の法務省)は、この啓発活動を“社会を明るくする運動”と名付け、国民運動として世に広げることになりました。以来全国的な運動として取組が続けられ、令和2年には70回目を迎えました。第61回からは「黄色い羽根」が運動のシンボルマークとして親しまれています。</p> |

第3章 重点課題とその取組

この計画では、国及び東京都の再犯防止推進計画を踏まえ、区を取り巻く状況を基に4つの重点課題(1 就労・住居の確保等、2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等、3 非行防止と学校等と連携した修学支援の実施等 - SNS 等ネットワーク利用犯罪などに関わらない取組を含む - 、4 関係機関・民間協力者との連携等、広報・啓発活動の推進)を設定しました。関係機関・団体及び保護司をはじめ民間ボランティアとの連携強化を図りながら、広く区の事業を活用し、個別目標に向けてその取組を進めていきます。

1 就労・住居の確保等

- 個別目標**
- (1) 就労と住居確保に向けた相談・支援の充実を図ります
[活用する関連事業(具体的な取組)]
 - ≫ 大田区生活再建・就労サポートセンター JOBOTA(ジョボタ)
 - ≫ おおた就労支援コーナー
 - ≫ 区における保護観察対象者の会計年度任用職員の任用
 - ≫ 大田区居住支援協議会における理解・協力促進
 - ≫ 協力不動産店リストの提供
 - (2) “犯罪をした者等”を雇用する企業を開拓・確保します
[活用する関連事業(具体的な取組)]
 - ≫ 協力雇用主に対する公共工事の競争入札における優遇制度
 - ≫ 協力雇用主制度のPR促進

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

- 個別目標**
- (1) 地域のネットワークを活かした見守りにより、地域の生活課題を共有します
 - (2) 関係機関・団体、民間協力者との連携・協働の下、適切な保健医療・福祉サービスを提供します
(1)～(2)[活用する関連事業(具体的な取組)]
 - ≫ 高齢者の方の相談支援
 - ≫ 障がいのある方の相談支援
 - ≫ 精神保健福祉相談
 - ≫ 自立支援医療(精神通院医療)
 - ≫ 生活保護
 - (3) 薬物乱用防止や薬物依存からの回復に関する普及・啓発活動を促進します
[活用する関連事業(具体的な取組)]
 - ≫ 区内更生保護団体の薬物乱用防止プログラム等への支援
 - ≫ 防犯啓発活動事業(薬物乱用防止啓発)
 - ≫ 大田区薬物乱用防止推進事業への支援
 - ≫ 小・中学校における薬物乱用防止教室の開催

3 非行防止と学校等と連携した修学支援の実施等

- SNS 等ネットワーク利用犯罪などに関わらない取組を含む -

個別目標

- (1) 児童・生徒等の非行を未然に防止します
[活用する関連事業(具体的な取組)]
 - ≫ 青少年をめぐる環境浄化推進活動の充実
 - ≫ 生活指導支援員、生活指導補助員
 - ≫ 規範意識向上プログラム
 - ≫ 小・中学校におけるセーフティ教室
- (2) 児童・生徒等がネットワーク利用犯罪に関わらない取組を進めます
[活用する関連事業(具体的な取組)]
 - ≫ 情報モラル教育の推進
- (3) 児童・生徒等の居場所づくりと学習支援を進めます
[活用する関連事業(具体的な取組)]
 - ≫ スクールカウンセラー
 - ≫ スクールソーシャルワーカー
 - ≫ 適応指導教室
 - ≫ 子どもの学習支援事業(中学生の放課後学習支援)
 - ≫ 子どもの学習支援事業(高校生世代の「学びなおし」支援)
 - ≫ 中学校夜間学級

4 関係機関・民間協力者との連携等、広報・啓発活動の推進

個別目標

- (1) 区内更生保護団体の活動を支援します
[活用する関連事業(具体的な取組)]
 - ≫ 保護司の活動拠点等の提供
 - ≫ 区内更生保護団体への活動経費支援
 - ≫ 保護司の人材確保
- (2) 関係機関・民間協力者と連携し、広報・啓発活動を強化します
[活用する関連事業(具体的な取組)]
 - ≫ 社会を明るくする運動
 - ≫ 民間協力者に対する表彰(大田区区政功労者表彰)
 - ≫ 更生保護活動に関する広報の強化
 - ≫ 刑務所作業製品の普及促進
 - ≫ 警察と連携した広報・啓発
 - ≫ ハローワークと連携した広報・啓発

1 就労・住居の確保等

現状と課題

- ・ 全国において、刑務所に入所した再犯者の中で約 7 割(令和元年は 70.8%)が無職であり、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の約 3 倍と非常に高くなっています。また、刑務所出所時に適切な帰住先がない者の割合は、近年低下傾向にあります(令和元年は 16.9%)が、地域の中で安定した生活を送るためには、住居の確保が大前提となります。
- ・ 大田区内の協力雇用主数は徐々に増加し、平成 26 年(28 社)から令和元年には倍に増加し 57 社となりました。しかし、実際に出所者を雇用している協力雇用主及び雇用されている出所者は、少人数に止まっています。今後も制度のPR促進を進めるとともに、区内関係機関・団体との情報交換を活発にし、理解を高めていく必要があります。

個別目標とその取組

(1) 就労と住居確保に向けた相談・支援の充実を図ります

[活用する関連事業(具体的な取組)]

≫ 大田区生活再建・就労サポートセンター JOBOTA(ジョボタ)

【蒲田生活福祉課(自立支援促進担当)】

経済的、精神的な問題、就労についての問題などさまざまな課題を抱えた方のための無料の相談窓口です。専門支援員が一人ひとりに寄り添ったサポートを行います。

- ・ 自立相談支援 個人、家庭、生活で困っていることの要因を整理し、自立に向けた生活の見直しや個々人にあった支援を行います。
- ・ 就労準備支援 就労や生活習慣で困っている方に、キャリアカウンセリングや職場体験など、就労を目指した支援を行います。
- ・ 住居確保給付金 離職等により経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方へ、家賃相当額を支給する給付金に関する手続きの支援を行うとともに、就労支援を行います。

≫ おおた就労支援コーナー

【蒲田生活福祉課(自立支援促進担当)】

生活保護受給者等で稼働能力を有し、就労意欲がある方に対して、蒲田生活福祉課窓口で大森公共職業安定所(ハローワーク大森)の就職支援ナビゲーターを配置し、職業相談、職業紹介及び求人情報の提供等の支援を実施します。

≫ 区における保護観察対象者の会計年度任用職員の任用

【総務課】

大田区保護司会との間で締結した「保護観察対象者に対する就労支援に関する協定書」に基づき、区において保護観察対象者を会計年度任用職員として任用します。

≫ 大田区居住支援協議会における理解・協力促進

【建築調整課(住宅担当)】

住宅探しの支援が必要な住宅確保要配慮者への支援を行う大田区居住支援協議会において、保護観察者等の住宅確保の必要性を周知し、理解と協力を促します。

≫ 協力不動産店リストの提供

【建築調整課(住宅担当内 住宅相談窓口)】

区内に1年以上居住する住宅確保要配慮者(高齢者・障がい者・ひとり親・外国籍住民・生活保護受給者世帯の方)が民間賃貸住宅に円滑に入居できるように情報提供を行います。

(2) “犯罪をした者等”を雇用する企業を開拓・確保します

[活用する関連事業(具体的な取組)]

≫ 協力雇用主に対する公共工事の競争入札における優遇制度

【経理管財課】

区の建設工事総合評価落札方式で実施している協力雇用主への加点措置制度を見直し、再犯防止推進計画を進める区政への貢献として位置付け直す幅広いものとすることによって、事業者の理解を促進し、協力雇用主制度のPR強化に努めます。

≫ 協力雇用主制度のPR促進

【総務課】

協力雇用主制度について区の広報媒体等で広く周知することによって、協力雇用主の開拓・確保に協力します。

用語解説 ▶ ▶ ▶

| | |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 協力雇用主 | (7 ページ用語解説参照) |
| 保護観察 | (7 ページ用語解説参照) |
| 大田区居住支援協議会 | 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、令和元年度に設立。 住宅確保要配慮者及び賃貸住宅の貸主の双方が安心して生活できるよう、大田区、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、情報共有や支援の在り方等について検討を行っています。 |

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

現状と課題

- ・ 大田区の再犯者の年代別罪名では、60歳以上で窃盗犯の再犯者割合が大きくなっています。65歳以上では、6割を超える割合を窃盗犯が占めています。地域の見守りにより、再犯に至る地域生活課題を共有し、包括的な支援につなげる取組が求められています。
- ・ 全国における刑法犯の検挙人員のうち、知的障がい者を含む精神障がい者(精神障がいの疑いのある者を含む)の割合は、1パーセントで推移していますが、入所受刑者・少年院入院者に占める割合は年々増加し、更に保護観察対象者のうち「精神障害者等対象者」の類型に認定された者は5%程度となっています。これに対し、これまで地域生活定着支援事業により一定の効果が上げられていますが、同事業の対象から漏れた人を含め、自立が困難な人に対して、地域の関係機関・団体が連携して早期に必要な福祉的支援に結びつけることが必要です。
- ・ 大田区において薬物事犯は、20～59歳の各年代の中で一定の再犯者割合を占めています。薬物事犯は再犯に至るケースが多く見られ、様々な関係機関・団体や民間協力者が関わり、適切な治療と息の長い支援が求められます。また、近年全国的に少年を含む若年層による大麻取締法違反の検挙者に増加傾向が見られ、薬物乱用防止等に関する啓発活動や教育がより一層重要になっています。

個別目標とその取組

(1) 地域のネットワークを活かした見守りにより、地域の生活課題を共有します

地域の身近な相談相手である民生委員児童委員や、犯罪や非行からの立ち直りを支える保護司等、地域の見守りを担う民間ボランティアと連携し、様々な背景と課題を持った“犯罪をした者等”の支援について地域の情報と課題を共有します。

(2) 関係機関・団体、民間協力者との連携・協働の下、適切な保健医療・福祉サービスを提供します

区と関係機関・団体が連携・協働し、公的サービスや地域資源を活用しながら、“犯罪をした者等”のうち支援が必要とする方を適切な保健医療・福祉サービスにつなげます。

(1)～(2)[活用する関連事業(具体的な取組)]

≫ 高齢者の方の相談支援

【各地域包括支援センター】

高齢者の総合相談窓口としての各種相談に応じ、地域の関係者と連携を進めます。

≫ 障がいのある方の相談支援

【障がい者総合サポートセンター】

すべての障がいに関する各種相談、専門職による相談等を行うとともに、地域の相談支援機関との連携の強化を図ります。

≫ 精神保健福祉相談

【各地域健康課】

アルコールや薬物・ギャンブルなどの依存症・嗜癖(しへき)について、精神科医師による精神保健福祉相談を実施します。

≫ 自立支援医療(精神通院医療)

【各地域福祉課】

精神障がい者の方が精神科等に通院している場合、その医療費の助成を行います。

≫ 生活保護

【各生活福祉課】

憲法で保障された最低限度の生活の維持のため、収入、能力、資産等に応じ、生活費の支援を行います。居所を所管する各生活福祉課で相談を受けます。

(3) 薬物乱用防止や薬物依存からの回復に関する普及・啓発活動を促進します

〔活用する関連事業(具体的な取組)〕

≫ 区内更生保護団体の薬物乱用防止プログラム等への支援

【総務課】

大田区保護司会、大田区更生保護女性会等が行う薬物乱用防止に資する研修等に対して、補助金を交付します。

≫ 防犯啓発活動事業(薬物乱用防止啓発)

【防災危機管理課】

青少年の薬物使用及び非行防止を目的に、関係団体と連携して、薬物乱用防止イベント等において配布する啓発物品の支給を行います。また、区広報誌(おおた区報)を活用して、広く区民に向けた、薬物依存乱用防止の啓発を行います。

≫ 大田区薬物乱用防止推進事業への支援

【生活衛生課】

大田区薬物乱用防止推進協議会が行っている薬物乱用防止啓発活動について、イベントチラシの作成や会議案内の通知の支援を行います。

≫ 小・中学校における薬物乱用防止教室の開催

【指導課】

区立小・中学校の児童・生徒に薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識させるため、薬物の専門知識を有する関係機関の職員等が講師となり薬物乱用防止教室を開催します。

用語解説 ▶▶▶

| | |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域生活定着支援事業 | 高齢や障がいのため自立が困難な刑務所出所者等について、出所後直ちに福祉サービス等につなげ、地域生活への定着を図る事業です。国により平成 21 年度から開始された事業です(24 年度から「地域生活定着促進事業」)。「地域生活定着支援センター」が各都道府県に整備され、社会復帰支援を推進しています。 |
| 更生保護 | (7 ページ用語解説参照) |
| 更生保護女性会 | 地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪や非行をした少年の更生に協力するボランティア団体 |



3 非行防止と学校等と連携した修学支援の実施等

- SNS 等ネットワーク利用犯罪などに関わらない取組を含む -

現状と課題

- ・ 大田区内の 20 歳未満の刑法犯の検挙者数及び再犯者数はともに減少傾向で、再犯者率もそれ以上の年代と比較して低めになっており、40%を下回る状態にあります。今後も区と地域、学校等が連携し、“社会を明るくする運動”をはじめとする、大田区らしい地域力を活かした活動によって、若い世代を含む全世代による非行防止の取組を進めることが重要です。
- ・ 近年ネット利用時間は全年代で増加していますが、30 代以下ではインターネットの利用時間がテレビの視聴時間を上回っています。特に 20 代以下となると、ネット利用時間はテレビ視聴時間の約 2 倍となっています。一方で、インターネットを利用した詐欺や児童買春・児童ポルノ禁止法違反等、青少年保護育成条例違反は年々増加しており、児童・生徒等がこうした犯罪に関わらない取組が必要となっています。
- ・ 令和元年度の高等学校等(国公私立の全日制・定時制)への進学率は 95.8%で、通信制を含めると 98.8%にのぼっています。ほとんどの者が進学する状況において、非行や不登校により通学や進学を中断した少年等に対しては、特に区と学校、地域が連携して、一人ひとりに寄り添った居場所づくりと修学を支援していくことが重要です。

個別目標とその取組

(1) 児童・生徒等の非行を未然に防止します

[活用する関連事業(具体的な取組)]

- ≫ 青少年をめぐる環境浄化推進活動の充実

【地域力推進課(青少年担当)】

内閣府で定める 11 月の「子供・若者育成支援強調月間」に、青少年対策地区委員会が中心となり、コンビニエンスストア、書籍販売店、DVD販売・レンタル店等において、有害図書等の販売自粛要請活動を実施します。また、区報や区HPで環境浄化推進活動の啓発を行います。

- ≫ 生活指導支援員、生活指導補助員

【指導課】

生活指導上の課題を解決し、正常な学校運営を確保することで児童・生徒一人ひとりが安心して学校生活を送れるよう生活指導支援員や生活指導補助員を配置し、問題行動の早期解決を図ります。

- ≫ 規範意識向上プログラム

【指導課】

教育課程に「規範意識向上プログラム」を位置付け、道徳教育の一層の充実を図り、児童・生徒一人ひとりに社会のルールやマナーを身に付けさせます。

≫ 小・中学校におけるセーフティ教室

【指導課】

児童・生徒に対して、セーフティ教室により非行防止、犯罪被害防止、薬物乱用防止等に関する指導を実施し、自らを守る判断力や行動力、危険予知・回避能力を身に付けさせます。

(2) 児童・生徒等がネットワーク利用犯罪に関わらない取組を進めます

[活用する関連事業(具体的な取組)]

≫ 情報モラル教育の推進

【指導課】

インターネット等を活用した学習を行う際には、ネットの利用により加害者や被害者とならないよう、具体的な事例に触れさせながら情報モラル教育を推進します。

(3) 児童・生徒等の居場所づくりと学習支援を進めます

[活用する関連事業(具体的な取組)]

≫ スクールカウンセラー

【教育センター】

小・中学校全校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒、保護者、教員からの、いじめや不登校等様々な相談について、心理的専門家の立場から助言するなど、学校における相談体制の充実を図ります。

≫ スクールソーシャルワーカー

【教育センター】

経済的困窮や養育上の困難など、学校だけでは解決が困難な課題を有する家庭に対し、スクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭、学校と福祉等関係機関とのネットワークを構築します。

≫ 適応指導教室

【教育センター】

学校に適応できず不登校となっている児童・生徒が犯罪の加害者・被害者とならないよう、居場所としての機能を持つ適応指導教室で児童・生徒に寄り添った支援を行います。

≫ 子どもの学習支援事業(中学生の放課後学習支援)

【蒲田生活福祉課(自立支援促進担当)】

就学援助、児童扶養手当、生活保護のいずれかを受給している世帯の中学生を対象として、無料の学習教室を実施し、一人ひとりに寄り添った学習支援、居場所づくり、都立入試対策、保護者の相談サポートを行います。

≫ 子どもの学習支援事業(高校生世代の「学びなおし」支援)

【蒲田生活福祉課(自立支援促進担当)】

児童扶養手当または生活保護を受けている世帯の中学を卒業した15歳からおおむね20歳の方を対象として、高校再入学(通信を含む)や高校卒業資格取得のため、少人数指導による無料の学習支援や学習・進路相談を実施します。

≫ 中学校夜間学級

【指導課】

様々な事情により義務教育を修了することができなかった人等が教育を受ける場として、中学校夜間学級を設置しています。修了時には中学校の卒業資格を得られます。

用語解説 ▶ ▶ ▶

社会を明るくする運動

(7ページ用語解説参照)



4 関係機関・民間協力者との連携等、広報・啓発活動の推進

現状と課題

- ・ 区内の保護観察の推移では、少年事案の数は長く減少傾向にある一方、成人事案の数はそれほど減少せず一定数を保っています。薬物依存等長期にわたる専門的な支援が必要となるケースが顕現しつつあり、関係機関・団体がそれぞれの専門性を活かしながら連携した支援を提供する必要性が高まっています。
- ・ 大田区における“社会を明るくする運動”の参加人数は、区内 18 特別出張所の各地区集会をはじめ駅頭広報活動等の区内全域に及ぶ活動の広がりによって、平成 27 年から令和元年の 5 年間で約 2.6 倍の 3 万人を超えました。その一方、大田区保護司会のアンケートでは、この運動の認知度の低さを課題とする声もあります。また新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和 2 年以降は、集合・接触型の活動が制限される状況となりました。従来の広報・啓発活動に限らず、SNS等の活用をはじめ、新たなアプローチを探るタイミングを迎えています。

<参考>平成 30 年に内閣府が実施した「再犯防止対策に関する世論調査」によると、“社会を明るくする運動”を聞いたことがない割合は、71.1%と高い状態にあります。

個別目標とその取組

(1) 区内更生保護団体の活動を支援します

[活用する関連事業(具体的な取組)]

≫ 保護司の活動拠点等の提供

【総務課】

保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターを無償で提供するほか、本庁舎及び区内 18 か所の特別出張所に面談場所を確保し、保護司の活動を支援します。また、活動に必要な消耗品等を提供します。

≫ 区内更生保護団体への活動経費支援

【総務課】

大田区保護司会、大田区更生保護女性会等が行う更生保護活動、犯罪の予防、青少年の健全育成等(薬物乱用防止を含む(再掲))に資する研修等に対して、補助金を交付します。

≫ 保護司の人材確保

【総務課】

保護司会の活動が一層促進されるよう、保護司の適任者確保に協力します。

(2) 関係機関・民間協力者と連携し、広報・啓発活動を強化します

[活用する関連事業(具体的な取組)]

≫ 社会を明るくする運動

【総務課、各特別出張所】

大田区保護司会をはじめ区内関係機関・団体(33 団体)と連携・協力し、区内全域で“社会を明るくする運動”を推進します。

7月の強調月間を中心として、運動の啓発・広報及び各地域において様々な活動・行事を企画・実施します。

≫ 民間協力者に対する表彰(大田区区政功労者表彰)

【総務課】

長年にわたり地域の見守りや安全・安心に貢献した保護司、民生委員児童委員等の民間ボランティアを顕彰し、その功績や活動の意義について広く区民に周知します。

≫ 更生保護活動に関する広報の強化

【総務課、人権・男女平等推進課】

保護司の活動や“社会を明るくする運動”について、区報や区ホームページ、SNS等を活用し、更生保護活動に対する区民の認知度を高めていきます。

≫ 刑務所作業製品の普及促進

【総務課】

刑務作業を通じた受刑者の改善更生と円滑な社会復帰への理解を深めるため、大田区保護司会と連携し、刑務所作業製品の販売に協力します。また区における刑務所作業製品の購入を推進します。

≫ 警察と連携した広報・啓発

【人権・男女平等推進課】

警察と連携・協力し、犯罪被害者支援等の人権啓発パネル展等において、再犯防止、地域社会の理解促進について広く周知します。

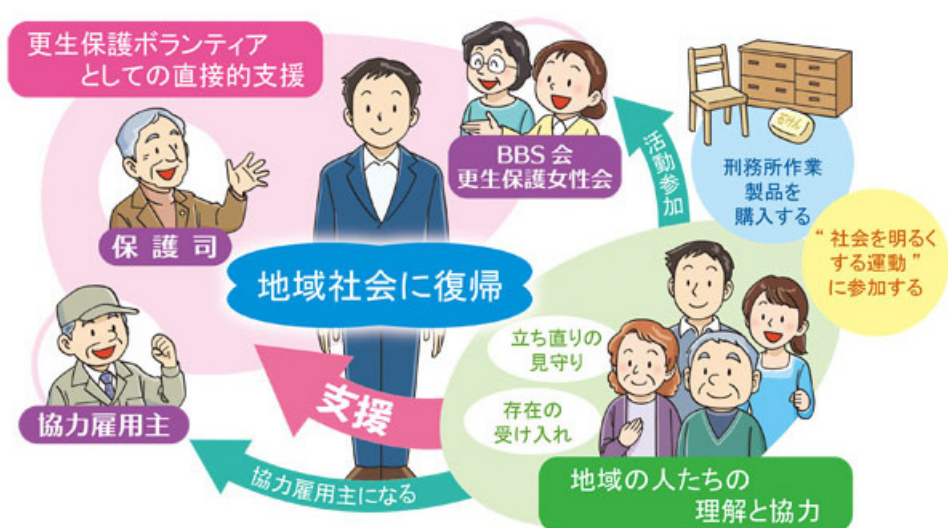
≫ ハローワークと連携した広報・啓発

【人権・男女平等推進課】

ハローワークと連携・協力し、就職差別解消促進月間等において、刑を終えて出所した人へ就職差別や職場の理解促進について広く周知します。

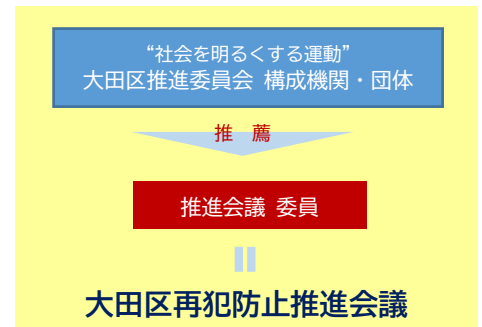
用語解説 ▶▶▶

| | |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保護観察 | (7 ページ用語解説参照) |
| 更生保護 | (7 ページ用語解説参照) |
| 保護司 | (7 ページ用語解説参照) |
| 更生保護サポートセンター | <p>保護司や保護司会を始めとする更生保護ボランティアが地域で更生保護活動を行うため設置された拠点。その多くは保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用し開設されています。そこでは、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐し、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っています。また、保護司を始めとする更生保護ボランティアの会合や更生保護活動に関する情報提供の場としても活用されています。</p> <p>大田区では、全国に先駆け平成 18 年北蒲広場内に開設されました。</p> |
| 社会を明るくする運動 | (7 ページ用語解説参照) |
| 刑務所作業製品 | <p>刑務所で製作した製品。全国の刑務所等の刑事施設では、受刑者が改善更生し、円滑に社会復帰をするための重要な処遇方策の一つとして、木工、印刷、洋裁、金属、革工などの刑務作業が行われています。</p> <p>刑務所作業製品は、矯正協会刑務作業協力事業の英訳(Correctional Association Prison Industry Cooperation)の頭文字をとった「CAPI C」として、受刑者の社会復帰に対する理解を広めるためのブランドイメージづくりが図られています。</p> <p>なお、売上げの一部は犯罪被害者支援団体の活動に助成されています。</p> |



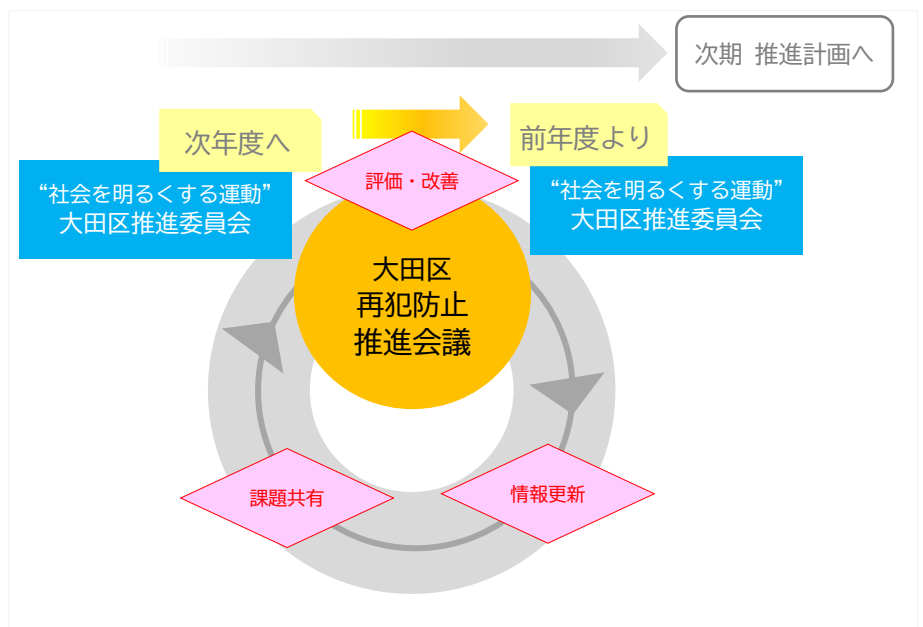
第4章 計画の推進体制

この計画は、これまで区と大田区保護司会をはじめ関係機関・団体がともに積み上げてきた“社会を明るくする運動”に象徴される更生保護の取組の集大成としての意味を持つものです。計画の実行にあたっては、“犯罪を犯した者等”が地域の中で生活をやり直せるよう区と国・都などの関係機関及び地域の民間団体が緊密に連携を取りながら、再犯防止等に関する施策を総合的に推進していく体制が欠かせません。区では再犯防止推進の重要な課題である就労、住居、保健医療、福祉等の施策に関する庁内連携体制を一層強化するとともに、大田区再犯防止推進計画の円滑な取組を進めるため、区及び“社会を明るくする運動”大田区推進委員会からの推薦を受けた関係機関・団体等を委員とする「大田区再犯防止推進会議」を設置し、定期的に地域の情報や課題を共有し協議を行います。



■ “社会を明るくする運動”大田区推進委員会の構成機関・団体

大田区 大田区教育委員会 区内警察署 大田区保護司会 大田区桐友会 大田区自治会連合会 大森医師会 蒲田医師会 田園調布医師会 大森歯科医師会 蒲田歯科医師会 大田区薬剤師会 蒲田薬剤師会 大田区青少年対策地区委員会 大田区更生保護女性会 大田区保護観察協会 大田区防犯協会 大田区BBS会 大田区立小学校PTA連絡協議会 大田区立中学校PTA連合協議会 大田区母の会連合会 大田区民生委員児童委員協議会 大田区婦人団体連合会 大田区立小学校校長会 大田区立中学校校長会 大田区社会福祉協議会 大田区退職校長会 大田区私立幼稚園連合会 大田区商店街連合会 東京都薬物乱用防止推進大田地区協議会 大田地区人権擁護委員会 大森少年センター おおた社会福祉士会(順不同)



■ 庁内連携体制

※令和2年度大田区組織による

| | | | | |
|--------|-------------|------------|-------------|---------------|
| 総務部 | 総務課長 | 法務担当課長 | 人権・男女平等推進課長 | 生活安全担当課長 |
| 福祉部 | 福祉支援調整担当課長 | 自立支援促進担当課長 | 子ども生活応援担当課長 | 高齢福祉課長 障害福祉課長 |
| 地域力推進部 | 青少年健全育成担当課長 | 特別出張所長 | | |
| 健康政策部 | 生活衛生課長 | | | |
| 教育総務部 | 指導課長 | 副参事(法務担当) | | |

「(仮称)大田区再犯防止推進会議」で共有される課題は翌年度へ引継ぎ、評価と改善を繰り返しながら、次期推進計画へ更新していきます。

大田区再犯防止推進計画

令和3年度(2021年度)～7年度(2025年度)

令和3年(2021年)4月発行

大田区 総務部 総務課 総務担当

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

電話 03-5744-1142(直通)

メール soumu@city.ota.tokyo.jp

「大田区再犯防止推進計画」

大田区総務部総務課

